



# 変わります

市民課 内221

## 国民健康保険法 改正にともなう お知らせ

平成13年1月1日から国民健康保険法が改正されます。

- 高額療養費の自己負担限度額が変更になります
- 入院時の食事代の自己負担額が変更になります

### 高額療養費の自己負担限度額(月額)

改正前	自己負担限度額
住民税非課税世帯	35,400円 (24,600円)
一般世帯	63,600円 (37,200円)

改正後	自己負担限度額
住民税非課税世帯	35,400円 (24,600円)
一般世帯	63,600円 (37,200円) 医療費が318,000円を超える場合は超過分の1%を追加
上位所得世帯	121,800円 (70,800円) 医療費が609,000円を超える場合は超過分の1%を追加

- ▶過去12カ月以内に、同じ世帯で3回高額療養費の支給を受けたとき、4回目以降は( )内の数字が自己負担額となります。
- ▶上位所得世帯とは、住民税算定の基礎となる総所得金額が700万円程度以上の世帯

### 入院食事療養費標準負担額

(一般加入者の入院時の食事代が、次の金額に変わります)

	標準負担額
改正前	760円
改正後	780円

※詳しくは、市民課へ



# 老人保健の一部負担金

福祉課 内318

## 老人保健制度 改正のお知らせ

平成13年1月1日から老人保健の一部負担金(自己負担)が変わります。老人保健で医療を受けたときの自己負担が、従来の定額負担から、次のとおり原則定率1割の負担に変わります。

	改正前	改正後
外来	1日530円	<b>病院 → 医療費の1割を負担</b> (病院のベッド数により最高支払額が違う) ・ベッド数200床未満の病院は1カ月3,000円まで ・ベッド数200床以上の病院は1カ月5,000円まで  <b>診療所 → 各診療所ごとに①または②の負担</b> ①医療費の1割を負担 → 1カ月3,000円まで ②1日800円を負担 → 1カ月3,200円まで(4回) *①または②の負担方法は各診療所で決まっている  <b>おもに院外処方を行う病院(診療所)で医療を受けた場合の負担</b> 病院(診療所) 1カ月1,500円(2,500円)まで + 薬局 1カ月1,500円(2,500円)まで *( )はベッド数200床以上の病院の場合 *院外処方とは薬を病院外で出すこと
	同じ医療機関で 一カ月4回まで (5回目から無料)	
入院	1日1,200円	<b>医療費の1割を負担 → 1カ月37,200円まで負担</b> ・住民税非課税世帯の人は1カ月24,600円まで ・住民税非課税世帯で老齢福祉年金を受けている人は15,000円まで ・長期特定疾病患者は1カ月10,000円まで *長期特定疾病とは慢性腎不全、血友病、HIVのこと  <b>高額医療費の支給</b> 同じ世帯で、同じ月内に、複数の70歳以上の高齢者が入院した時など、自己負担金を30,000円(21,000円)以上支払ったことが2回以上ある場合、それらを合算して37,200円(24,600円)を超えた分が支給されます *( )は住民税非課税世帯の場合
	住民税非課税世帯 で老齢福祉年金を受けている人は 1日500円	住民税非課税世帯の人は1カ月最高 35,400円まで

※69歳老人に対する医療費助成についても自己負担が一部変わります。  
 高額療養費が支給される場合、一部負担金の中の自己負担額が1/3から3/5に変わります。  
 ※詳しくは、福祉課へ